第6次斜里町行政改革大綱

(平成31年度~平成35年度)

平成31年4月

斜 里 町

目 次

I	はし	こめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
Π	行政	攻改革の必要性	
	1 3	これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	2 美	見状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	(1)) 人口減少と少子高齢化の急速な進行	
	(2))厳しい財政状況	
	3	第5次行政改革大綱の評価と実施状況・・・・・・・・・・・・2	
	(1)) 町民の参加と協働	
	(2)) 機能的な行政システム	
	(3)) 職員の人材育成・給与等	
	(4)) 健全で持続可能な財政運営	
Ш	行政	改改革の基本的な考え方	
	1 行	f政改革のめざすもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
	2 1	f政改革の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
	3 膏	十画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
	4 ‡	進進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
	(1)) 行政改革推進本部	
	(2)) 実施計画の策定	
	5 彳	行政改革の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・8	
	(1)) 行政改革推進本部による進行管理	
	(2)) 町民による評価	
	(3))行政改革事業評価の実施	
IV	行政	改改革の内容	
	1 彳	f政サービスの見える化と協働の推進・・・・・・・・・・・・・ 9	
	(1)) 行政サービスの見える化の推進	
	(2)) 町民参加と協働の推進	
	2 刻	効果的・効果的な行政運営の推進・・・・・・・・・・・・・・・1	C
	(1)	70 TO	
	(2))職員の人材育成の推進	
	3	矮入及び歳出改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	2
	(1)		
	(2))歳入の確保	
	(3)) 歳出の適正化	

I はじめに

本町では、これまで、より効果的・効率的な行政運営や安定した財政基盤の確立に向けて、昭和60年度からの「第1次行政改革」に取り組んで以降、「第5次行政改革」に至るまで、事務事業の見直し、組織機構の再編、職員数の適正化、民間委託の推進など、積極的に行政改革に取り組んできました。

しかしながら少子高齢化の進展、人口減少社会の到来に伴う社会保障関係経費負担の増加や町税収入の減少見込み、老朽化が進む公共施設の改修費用の増加など、本町を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。

今後、町の財政状況が更に厳しさを増す中、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応するため、行政が担う役割は益々重要になっています。町民が将来にわたり、安心して暮らせる住みよいまちづくりを推進していくためには、行政運営に係る事務事業の効率性を高め、経費の縮減に努めていかなければなりません。

このため、平成30年度に「第5次行政改革大綱」の計画期間が終了することに伴い、これまでの行政改革の取り組みや、社会情勢の変化を踏まえ、「第6次斜里町総合計画」の実現に向けたより効果的で効率的な行政運営を目指すため、新たに「第6次行政改革大綱(平成31年度~平成35年度)」を策定し、自治基本条例が描く理念のあるまちづくりを町民とともに進めていきます。

Ⅱ 行政改革の必要性

1 これまでの取組み

斜里町では、行政が最小の経費で最大の効果をあげ、住民が求めるサービスを最良の形で提供するため、昭和60年度からの「第1次行政改革大綱」に取組んで以降、平成16年度には、地方交付税の大幅削減や市町村再編の動きの中で、小さな行政をめざし「行財政の構造的改革」に取組み、町長部局を中心に30%の職員数の削減や給与の削減などを行い、危機的状況を乗り越えてきました。その後もリーマンショックの影響や東日本大震災の発生など、社会経済状況が変化する中、平成26年度から平成30年度までを期間とした「第5行政改革大綱」に至るまで、限られた財源を有効に活用し、効率的な行政運営に取組んできたところです。

2 現状と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の急速な進行

斜里町における合計特殊出生率(1人女性が生涯に出産する子どもの数の平均)は1.56(H29)であり、人口水準を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っている状況が続いています。また、高齢化率(65歳以上の人口比率)は33.4%(H29.9)と既に30%を超え、町民の3人に1人が65歳以上となっている状況です。

このような状況下、人口減少がより一層進むと予測され、それに伴う町税の減少と地域コミュニティ機能の低下、医療や介護などの社会保障等の増加により、行政需要は確実に増加することが見込まれています。今後においても質の高い公共サービスを引き続き、効果的・効率的に提供するための仕組みづくりが重要となっています。

(2) 厳しい財政状況

町の財政運営は、地方交付税の動向によるところが大きく、平成22年度以降は地方財政計画での地方財源の確保などにより回復傾向にあります。しかし、平成30年6月15日閣議決定された「新経済・財政再生計画」における、基盤強化期間内(平成31年度~33年度)の地方一般財源の総額については、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することになったものの、平成34年度以降の地方一般財源総額の確保については不透明な状況となっています。

町税は、基幹産業の農業、漁業での生産が堅調であることや滞納処分の強化によって、現年度収納率99%台を維持しており、金額で19億円台を確保している状況ではありますが、人口減少や地域経済の先行き不透明感が払拭できず、今後は減収していくものと想定されます。

歳出においては、高齢化の進行による医療や介護などの社会保障費の増加や、公 共施設の老朽化に伴う修繕費用や解体費用の財政負担の増加など、多様化する行政 需要への対応により、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況下、今後も引き続き安定的な歳入の確保に努めるとともに、中長期的な展望を見据えて財政の健全化を進めることが必要です。

3 第5次行政改革大綱の評価と実施状況

第5次行政改革大綱では、斜里町自治基本条例の精神に則り、第6次総合計画の着 実な推進を図るべく、町民の参加と協働による「地域力」の向上、機能的な行政シス テムへの転換による「組織力」の向上、健全で持続可能な財政運営による「財政力」 の向上の3つを基本方針として改革を進めてきました。 その具現化に向けた実施計画である「第5次斜里町行政改革実施計画」に掲げた 具体的な44の実施項目については、一部に改革に至らなかった事項はあるものの、 総括的には所期の目的は概ね達成されたものと評価しますが、未達成の継続すべき課題については、次期の行政改革に引き継ぎ、第6次斜里町総合計画に沿ってこれを補 完するものとして、実施計画の見直し等を行いながら、より実効性のある取組みとす るために一層の工夫・改善が必要です。

≪改革項目ごとの評価と実施状況≫

(1) 町民の参加と協働

協働による地域活動では、新たな支援制度として「協働によるまちづくり推進事業」を創設し、自治会での活動を支援しています。また、高齢者や子供が安全・安心して生活できる地域づくりとして、民間企業との高齢者見守り協定の締結を積極的に進めたほか、ファミリー・サポート・センターを開設しました。さらなる協働に向けて引き続き取組みが必要です。

情報共有では、斜里町の公式フェイスブックの運用開始やホームページ等への情報掲載、広報紙の増頁や特集記事の連載、ほっとメール@しゃりの情報発信の拡充等、行政情報の提供内容の充実が図られました。他にも出前講座や移動町長室の実施により、情報共有が進められていますが、引き続き広報広聴活動の充実に向けた取組みが必要です。

協働のための人材育成では、職員研修としてファシリテーター研修を実施していますが、地域リーダーの育成に向けた住民との連携による研修等の実施が求められています。また、地域担当職員制度は、行政との総合相談窓口として、一定の評価が得られています。

今後も自治基本条例の基本原則に基づき、まちづくりを進めるほか、引き続き条例の目的等の普及啓発に向けた取組みが必要です。

推進項目	実施項目	実施区分
協働による地域	自治基本条例の啓発	実施
活動	協働のための地域活動の支援	実施
	自主防災組織結成支援	実施
	高齢者や子供が安全・安心して生活できる地域づくり	実施
	ボランティア制度の構築	実施
協働の基盤として	ホームページ、広報紙等の充実	実施
の情報共有	広聴活動の充実	実施
	回覧板の積極的活用	実施
協働のための人材	地域担当制度の継続と職員育成	実施
育成	職員等研修 (ファシリテーター) の実施	実施

推進項目	実施項目	実施区分
町民意識調査等の	町民意識調査の実施	実施
実施	幸福度調査の継続実施	実施

(2) 機能的な行政システム

公共サービスの最適化では、斜里町公共施設等総合管理計画の策定により各施設の方針が整理され順次着手したほか、教育環境の整備として小学校の統合(放課後児童クラブを含む)や小中一貫教育を実施しています。

組織機構では、課の統合等により一部業務での課内連携が図られていますが、流動体制可能なグループ制については、小規模自治体では、そのメリットを十分に引き出せない事例が多いなど課題もあるため、現行の組織機構をベースとした流動体制可能な機構の検討を進めることが必要です。

情報化の推進については、業務システムのクラウド型への移行により標準化が図られたほか、高いセキュリティとバックアップ等の保全性が確保されました。又、セキュリティ対策については、定期的な研修等も合わせて取組むことが必要です。文書管理システム導入では、一部部署での試験的な取組みとなっていることから、導入に向けた取組みが必要です。情報発信の運用上の方針整理では、斜里町ソーシャルメディアガイドラインを策定し、SNSによる情報発信を行うなど、町内外へのPR及び町民との情報共有を進めていますが、引き続き鮮度の高い情報発信に取組んでいくことが必要です。

推進項目	実施項目	実施区分
	公共施設管理運営方法の見直し	実施
公共サービスの	公共施設の長寿命化	実施
最適化	小学校の再編	実施
	へき地保育所の再編	変更
効果的・効率的な	組織の再編	実施
組織・機構の確立	機構の整備	実施
職員定数の適正化	職員定数の適正化	実施
	定数外職員の適正化	実施
信頼される役場の	全職場・全職員参加のもとでの業務進行管理	実施
実現	チェック体制の構築	実施
	懲戒処分等の審査体制の構築	未実施
情報化の推進	文書管理システム(仕組み)の導入	一部実施
	業務システムの標準化と統合	実施
	情報セキュリティ対策等の整備	実施
	情報発信の運用上の方針整備	実施

推進項目	実施項目	実施区分
行政経営の強化	行政評価システムの改善	実施
環境に配慮した	環境マネジメントシステムによる環境基本計画の	実施
まちづくり	進行管理の実施	

(3) 職員の人材育成・給与等

人材育成の推進では、職務能力のスキルアップのための各種研修を実施したほか、 再任用職員の活用により、これまでの豊富な経験を行政運営に生かす取組みが進め られましたが、一方で新規職員の採用では必要とされる職種の資格を持った人材確 保に苦慮する状況があります。また、人事評価制度の運用がスタートしましたが、 これを人材育成の視点で活用するため、目標設定及び評価など引き続きその質を高 める取組みが必要です。給与の適正化については、国公準拠を基本として近隣市町 村との均衡を図りながら適正化に努めており、今後は人事評価結果の処遇反映のた めの具体的な制度構築が必要です。

福利厚生事業の取組みでは、健康診断の高い受診率を維持したほか、ストレスチェック制度の運用を開始し、メンタルヘルス不調等の未然防止対策の向上が図られています。

推進項目	実施項目	実施区分
人材育成の推進	人材の確保	実施
	職員研修の充実	実施
	人事評価制度の確立	実施
給与の適正化	給与水準の適正化	実施
福利厚生事業の取組	福利厚生事業の取組	実施

(4) 健全で持続可能な財政運営

計画的な財政運営については、総合計画の実現に向けた健全財政維持のため「第6次斜里町総合計画実施計画」を策定し、関連資料と合わせて広報やホームページで公表しています。今後も計画的な財政運営を図るとともに、透明性の確保に向けた情報共有が必要です。

受益者負担の適正化では、一部の手数料や水道料金について見直しを実施しています。また、学校給食の公会計化を実施し、制度の適正運用を図っています。受益者負担の適正化に向けては今後も取組みが必要です。

団体運営補助金等の適正化については、具体的な検討までは至りませんでしたが、 今後は事務事業評価に連動した具体的な取組みが必要です。

広域行政の推進では、具体的な取組みや検討までは至りませんでしたが、広域的な課題対応として、担当課において知床ナンバーや JR 課題対応、空港民営化、ダム

小水力発電などの広域での協議が進められています。今後も共同処理により効率化が図られる事務事業については、広域行政での対応について検討することが必要です。

国保病院の経営改革では、医育大学等の関係機関へ要請を行うなど、常勤医師等の医療従事者の確保に努めていますが、定着に向け継続した取組みが必要です。また、中期経営計画の中間検証結果を踏まえて策定した「新斜里町国民健康保険病院改革プラン」に基づく「病棟再編」に取り組み、「病床稼働率・入院単価」向上を目指すとともに全職員の経営意識醸成に努め「経費削減」を目指すなど、収支状況改善の取組みを継続し、繰入金の縮減に努めることが必要です。

推進項目	実施項目	実施区分
計画的な財政運営	中期財政収支試算等の策定・公表	実施
	財政指標の分析・公表	実施
	公会計等の整備	実施
受益者負担の適正化	使用料・手数料の見直し	一部実施
団体運営補助金の適正化	団体運営補助金等の適正化	未実施
時限事業制度等のルール化	事業改廃における基本ルール	実施
広域行政の推進	広域行政の推進	一部実施
国保病院の経営改革	医療環境の確保	実施
	医療体制充実と人材育成	実施
	経営改善による繰入金の縮減	一部実施

Ⅲ 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革のめざすもの

第6次行政改革大綱は、社会情勢の変化や行政需要に的確かつ迅速に対応するために、第5次行政改革大綱の基本的な考え方を踏襲し、自治基本条例の理念に基づき策定した第6次総合計画の基本テーマである「幸せを実感できる住みよいまちづくり」の実現に向けて、より効果的で効率的な行政運営を目指すものです。

また、斜里町の行政改革を具体的に推進するための基本的な考え方や方向性を示す指針とするものです。

2 行政改革の基本方針

「幸せを実感できる住みよいまちづくり」を基本目標として、その実現化に向けて、 次の3つの基本方針を定め推進します。

- 〇 行政サービスの見える化と協働の推進
- 効果的・効率的な行政運営の推進
- 〇 歳入及び歳出改革の推進

3 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

4 推進体制

(1) 行政改革推進本部

第6次行政改革を着実に実行するため、町長を本部長とする「行政改革推進本部」 で進捗管理を行い、全庁一丸となって取り組みを進めます。

(2) 実施計画の策定

本大綱をもとに、各重点事項において取り組む具体的な実施項目を掲げた「第6 次行政改革実施計画」を策定します。

実施計画は、各年度の取組結果の評価・検証を行い、進捗が不十分な場合や効果 や成果が得られない場合には、実態に照らして取組の内容や方法の見直しを行いま す。

5 行政改革の進行管理と評価

(1) 行政改革推進本部による進行管理

行政改革推進本部が中心的な役割を担い進行管理を行います。

(2) 町民による評価

行政改革実施計画の進捗状況については、町民の委員により構成する行政改革推 進会議に定期的に報告し、意見を求めるとともに、広報紙やホームページ等により 公表します。

(3) 行政改革事業評価の実施

本大綱の実施期間が終了した段階で、改革が当初見込んだ効果を上げたかどうかを検証し、予定した効果が上げられなかった場合は、原因の究明と対策を講じ、次期の計画につなげます。

Ⅳ 行政改革の内容

1 行政サービスの見える化と協働の推進

(1) 行政サービスの見える化の推進

① 積極的な情報提供の推進

情報公開条例に基づき、町が保有する公文書を請求に応じて適切に開示します。 また、審議会等の公開制度を推進し、多様な行政情報の迅速かつ適切な公開・公 表をすることによって説明責任を果たし、町政の見える化を推進します。

② 効果的な情報発信の推進

町民が必要とする情報については、より見やすく、分かりやすいかたちでの情報の提供を町広報誌、ホームページやSNS等の多様な広報媒体を活用するとともに、ICTの活用も図りながら、情報の鮮度や頻度、内容などを充実し、効果的に発信します。

(2) 町民参加と協働の推進

① 協働による地域活動の推進

地域のまちづくり活動を行う自治会、住民団体への活動支援や育成に努め、自 主防災組織結成支援等、町民が行う協働による地域ぐるみの活動を引き続き支援 します。公益的な活動を行うボランティア団体や社会教育(文化・体育)団体等 の育成、活動に対する支援も併せて図り、協働事業の効果的な連携を推進します。

また、地域等が担うことができる協働事業の検討・選択を行い、積極的な連携を進めます。

② 町政参画を促す施策の推進

ア. 町民の参画機会の拡充

まちづくりの基本原則の一つとする自治基本条例に則り、それぞれの行政分野において町民、企業や学校等と協働して取り組める事業を拡大することにより、高齢者や子ども、女性など幅広い町民や多様な組織、団体が行政へ参画できる機会を増やします。また、これからのまちづくりの中心となる若者の声を反映させるための体制づくりを検討します。

イ. 審議会委員等の公募制と女性参画の推進

各種計画や政策等の形成過程へ広く町民参画を促進するとともに、町民のまちづくりへの参加意欲向上と審議会等の活性化を図るため、無作為抽出による公募委員登録制度を推進します。また、より多様な意見を反映させるため、審議会等への女性参画を推進します。

ウ. 町民からの意見反映機会の充実

計画策定等について、パブリックコメント制度を引き続き推進するほか、移動 町長室や自治会との懇談会、幸福度調査や町民意識調査の実施など、町政に関す る町民からの意見が反映できる機会の充実を図ります。

2 効果的・効率的な行政運営の推進

- (1) 効果的・効率的な行政システムの構築
 - ① 事務事業の効率化
 - ア. 行政サービスのアウトソーシング等の推進

民間の能力やノウハウを活かし、より質の高い行政サービスの提供により町民満足度を高めるため、費用対効果を考えながら、民間活力の活用を検討します。また、指定管理者制度の活用については、より効果的、効率的な運営に向けた検討を進めます。

イ. 事務事業評価の推進

すべての事務事業(条例、要綱、予算事業)及び団体補助金について一定年数 毎に評価、点検を行い、予算編成に反映させる新たな仕組みを既存の事務事業評 価スキームに追加して実施します。

ウ. ICTの活用による住民の利便性向上

情報化社会への急速な進展に伴い、住民ニーズに的確に対応するため、あらゆる行政サービスや業務でのICTの導入について、積極的に検討します。

また、各種手続きの簡素化、迅速化による住民の利便性の向上に向けて、マイナポータルを利用した各種サービスの活用やマイキープラットフォームを利用した自治体ポイントの活用等を検討します。

エ. ICTを活用した業務の効率化、高度化の検討

業務においてもICTを活用したさらなる業務の効率化を目指し「文書の電子化」「ペーパーレス会議」「ウェブ会議」など、効率的な情報共有や速やかな意思決定を可能とする仕組みについて検討します。また、テレワークを活用した柔軟な働き方についても検討します。

オ. 公共施設等管理マネジメントの推進

公共施設等は、施設ごとに各部署が所管しており、公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことから、公共施設等の総合的管理をマネジメントする専門部署を財政課に配置し、情報と管理を一元化することで事務事業の効率化を図ります。

② 効果的・効率的な組織体制の確立

ア. 効果的・効率的な組織・機構の確立

町民に分かりやすく、また、部内及び部局間が連携強化され、流動的な体制が可能となる組織の構築を図るため、大課・大係制を基本とした検討を進め、町民の期待に応える効果的・効率的な組織の確立に努めます。

イ. 職員の定員適正化

計画的な職員採用による定員管理に努め、行政需要・事務量に適応した職員配置を行うとともに、新たに制度化される会計年度任用職員制度導入と併せて、臨時的任用職員の任用要件の検討を行い、適正な配置に努めます。

(2) 職員の人材育成の推進

① コンプライアンス (法令順守) 等の徹底

ア. 町民の信頼確保に向けた公務員論理の徹底

職員のコンプライアンスの推進や職務専念義務の意識を徹底し、町民の期待に応える信頼性の高い町政運営を進めます。

イ. 情報資産の適正な管理・運用

「斜里町情報セキュリティポリシー」に基づき、町が保有する情報資産を適正 に管理するとともに、サイバー攻撃等の脅威から守る対策を推進します。

また、「斜里町個人情報保護条例」に基づき、個人情報ファイルの取扱いに関する実務研修会などを通じて、個人情報の適正な運用を推進します。

② 職員の資質の向上

ア. 人材の確保

職員採用試験の多様な形態や方法を検討し、専門職・社会人採用枠での採用等も含め人材確保に努めます。

イ. 多様な職員研修の実施・充実

人材育成方針に基づく、採用年度・職階等に応じた計画的職場研修や他機関が 実施する職場外研修への積極的な参加機会の確保など職員研修の充実を図りま す。

ウ. 人事評価制度の推進

町民や組織から期待される行動や成果を残せる職員、組織目標の実現に向かい 自己の能力を最大限発揮しながら、働きがいや使命感を持って職務遂行できる職 員を育成するため、人事評価制度を積極的に推進します。また、賞与、昇給、昇 格への反映を検討します。

③ 働きやすい職場づくりの推進

ワークライフバランス(仕事と生活の調和)が実現できるよう、超過勤務の抑制及び年次有給休暇の計画的取得が可能な職場環境づくりに取り組むほか、職員 健康診断及びメンタルヘルス対策により、職員の健康管理に努めます。

男性、女性がともにいきいきと働き続けるための家事・育児講座等、男性の家事と育児参加等への環境づくりに取組みます。

また、労働災害を防止するため、職場環境の改善や職場における職員の安全と 健康を確保するための労働安全衛生委員会を機能化し、健康管理の徹底に努めま す。

3 歳入及び歳出改革の推進

(1) 計画的な財政運営

健全な財政を確保していくため、町の総合計画および実施計画財政試算に連動した予算編成と決算管理を進めるとともに、町財政の透明性を高めるため、これまでの健全化判断比率や統一的な基準による財務 4 表の作成の他、公営企業(水道・病院)、一部事務組合(消防組合・終末処理事業組合)を含めた財政状況やコストを明らかにする連結財務書類の作成・公表を進めます。

また、町広報や「ことしの仕事」の発行、ホームページでの公表など、町民に分かりやすい公表に努めます。

(2) 歳入の確保

① 町税等の収納率維持向上

課税客体の正確な把握、適正な賦課、納税者に対する意識啓発や適切な指導に 努めながら、インターネット公売等の毅然とした滞納処分の継続と合わせて、ク レジット納付などの納付環境の拡充についても検討し、町税等収納率の一層の向 上を図ります。

② 自主財源の確保

ア. 入湯税等の増税 (自主財源として目的税

新たな観光振興対策をはじめ地域振興等の財源として活用するため、入湯税の 増税について検討します。

イ. 受益者負担、公共料金の適正化

使用料・手数料については、適正なコスト計算等の基準に基づくものとすると ともに、水道料や下水道使用料などについては、公営企業の独立採算制の原則を 踏まえ、経営計画に基づく定期的な料金改定を行い、公共料金の適正化に取り組みます。

ウ. 公有財産の売却及び有償貸付の促進

「斜里町公共施設等総合管理計画」において、民間譲渡施設として方針決定 された公有財産の売却促進を図り、加えて民間への賃貸など有効活用を推進しま す。また、町有地や町有林等の売却及び売払いを進めます。

エ. 広告事業収入の確保

広報紙、ホームページへの広告事業の拡大に努めます。事務用封筒等への広告 事業による収入について、調査・研究・検討を進めます。

オ. その他自主財源の検討

既存の財源確保策に加え、ガバメントクラウドファンディングなどの手法を含め、研究・検討を進めます。

(3) 歳出の適正化

① 団体運営補助金の適正化

団体助成のあり方について、事務事業評価の取り組みを通じて、補助金の適正 化を図ります。

② 広域行政の推進

共同処理により効率化が図られる事務事業について、広域行政での対応が可能 か検討するほか、自治体間での協力を推進します。

③ 公営企業の経営健全化

公営企業の果たすべき役割を再点検するとともに、中長期的な経営計画に基づき、経営基盤強化に取り組むととともに、経営健全化を進めます。

④ 公共施設等の効率的かつ適切な管理運営

斜里町公共施設等総合管理計画に基づく進行管理と長期的視点に立った計画的な公共施設の統廃合や更新、修繕のほか施設等の長寿命化対策を計画的に行います。また、公共施設等の維持管理や町有車両の一元化による効率的かつ適切な管理を進めます。

⑤ 環境に配慮したまちづくり

環境基本計画に基づく、環境に配慮したまちづくりを推進するため、実施計画 の着実な対応を図るとともに、組織全体で取り組む態勢構築を図ります。